

平成23年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成23年11月29日 午前10:00

○散 会 午前11:59

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 （部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成23年11月29日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員会視察研修報告）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 議案第70号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第71号 潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第72号 潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第73号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第74号 潟上市認定こども園に関する条例（案）について
- 日程第10 議案第75号 潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第76号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第77号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第78号 上町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第79号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第80号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第81号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第82号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について

- 日程第 18 議案第 83 号 平成 23 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 19 議案第 84 号 平成 23 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 20 議案第 85 号 平成 23 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 21 議案第 86 号 平成 23 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 22 議案第 87 号 平成 23 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 23 議案第 88 号 平成 23 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 24 議案第 89 号 平成 23 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 25 議案第 90 号 平成 23 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 26 議案第 91 号 平成 23 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 27 陳情第 10 号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書
- 日程第 28 陳情第 11 号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情書
- 日程第 29 陳情第 12 号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書
- 日程第 30 陳情第 13 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第 31 陳情第 14 号 「社会保障と税の一体改革」中止を求める陳情書
- 日程第 32 陳情第 15 号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 日程第 33 陳情第 16 号 年金受給資格期間を 10 年に短縮することを求める陳情

日程第 3 4 陳情第 1 7 号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3 万 3 千円の支給を求める陳情

日程第 3 5 陳情第 1 8 号 0. 4 %の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番菅原久和議員および8番伊藤栄悦議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月18日開催の議会運営委員会において審査の結果、本日から12月13日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの15日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。9番戸田俊樹議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、11月18日に委員、正副議長、当局からの説明員として総務部長、総務課長の出席のもとに、11月25日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第70号、71号、72号、73号の条例改正（案）は本会議にて、議案第74号の条例（案）、議案第75号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第76号、77号の条例改正（案）は産業建設常任委員へ付託、議案第78号の指定管理者の指定は総務文教常任委員会へ付託、議案第79号、80号、81号、82号の指定管理者の指定は社会厚生常任委員会へ付託、議案第83号の特別会計への繰り入れは産業建設常任委員会へ付託、議案第84号から議案第91号までの各会計の補正予算（案）は所管の委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情、請願については、お手元に配付の請願および陳情等のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。

抽選の結果、12月1日木曜日の1番めに2番大谷貞廣議員、2番めに4番藤原幸作議員、3番めに14番藤原典男議員、4番めに5番菅原理恵子議員、12月2日金曜日の1番めに12番岡田 曙議員、2番めに15番西村 武議員、3番めに19番佐々木嘉一議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも12月5日月曜日の午後1時30分からの開会とします。行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、各常任委員長から議長あてに報告書が提出されております。初日の諸報告において各常任委員長より報告書に沿って視察の概要について報告をいただくことと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

【常任委員会の行政視察研修報告】

○議長（千田正英） 次に、常任委員会の行政視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に皆様に配付してありますので、内容については簡潔に、前の発言席で報告をしてください。

最初に総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（菅原久和） 総務文教常任委員会の行政視察研修について報告致します。

研修年月日は、平成23年9月28日、29日、30日の3日間。

視察研修先は、北海道千歳市の防災学習交流センター、北海道栗山町、北海道北広島市の3カ所で、全委員が出席しております。

研修の目的と内容について報告致します。

北海道千歳市の防災学習交流センターであります。研修の目的は、災害発生の疑似体験を施設内で行い、あわせて千歳市における防災対策について研修するものであります。

研修では施設の見学を行い、千歳市における防災対策についてのお話をセンター職員より伺ってまいりました。

千歳市は、雪害については幹線道路の2車線化などのインフラ整備を進めていること、備蓄関係では市内に8カ所の備蓄庫を有し、市民3日分の食糧を保管している。防災訓練は、自衛隊駐屯地が市内に多数あるため、自衛隊とも連携してかなり大規模に実施しているとの説明を受けました。

本市でも防災備蓄庫のあり方、市内での分散化や備蓄品の数量などを再点検し、さらには防災訓練をより現実に即して、近隣の消防だけでなく、自衛隊、警察といった関係機関も入れて実施してみることも必要ではないかという感じを受けてまいりました。

次に、北海道栗山町であります。研修の目的は、議会基本条例制定の背景と制定後の市議会の状況を研修し、本市における議会基本条例制定のあり方についての参考としようとするものであります。

研修では、議会事務局長より、議会基本条例制定に先立って行われた議会改革についての背景について、続いて、議会基本条例について説明を受け、栗山町議会議長、議員の方々と質疑応答、意見交換を行いました。

説明、質疑、応答、意見交換を通して、なぜ議会基本条例かという核心に当たる部分では、条例の内容は「当たり前のこと」という内容に終始致しました。条例の効果も、住民、議員の意識の向上にとどまっておりました。条例の中には、議会報告会をはじめ、我々潟上市議会ですでに実施済みの項目も相当数ありました。この後、条例制定について

は、議会全体での協議になりますが、条例化することにどのような意味があるのか、その効果は何かを本議会の現状と照らし合わせ、議員全員で慎重に協議する必要があるとの感を受けてまいりました。

最後に、北広島市についてであります。

研修の目的は、北広島市における行政改革のうち、特に民間委託を推進している学童クラブ運営方針の見直し、市立保育園の民営化、図書館業務の委託拡大、総合体育館の委託について研修し、本市での今後の行政運営の参考としようとするものであります。

研修では、それぞれ所管の担当者、課長より説明をいただき、質疑応答を行っております。

4つの項目について簡単にまとめますと、学童クラブの見直しについては、民間委託はなかなか進んでいない。市立保育園の民営化については、1園で実施したが財政的には民営化しても正職員、保育士の人件費を削減しなければメリットはない。図書館業務の委託拡大では、司書職が窓口業務から解放され、司書たる仕事に専念できるようになった。総合体育館の委託については、施設の維持管理部分については直営であっても指定管理でも余り変わらず、指定管理者制度の導入は、余りメリットがないと感じるとの説明でありました。

研修した4つの項目は、北広島市の行革の中にもあります職員数の15%減という観点に立てば、効果があらわれやすいものではあるとは思われました。しかし、一方で財政的な面での際立った効果はなかなか表れてきていないようでもあります。行革とは何かをしっかりと見定め、施策の展開を図らなければならないこと、さらには指定管理者制度の導入、民間委託についても何を指すのか、そこを十分に検討しながら導入しなければならないことを強く感じてまいりました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤 昇社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 皆さん、おはようございます。社会厚生常任委員会の研修視察の結果について報告を申し上げます。

研修月日は、平成23年10月26日から10月28日まででございます。

研修先は、長野県の須坂市、佐久市の2カ所でございます。

最初に、須坂市でございますが、平成22年度には人口が5万2,735人、総面積が149.84 k m²でございます。ちなみに潟上市は97.96 k m²でございます。

研修内容は、地域防災マップ作成、防災行政無線、防災防犯情報、新・地域見守り安心ネットワークについてでございます。

地域防災マップ作成についてですが、須坂市では平成17年度から取り組んでおりまして、平成19年に市内すべての69自治会で完成しています。防災マップの作成の目的は、危険な場所、防災上重要な場所、あるいは避難場所等々について、地域の方の認識が一致するようという事で作成したものであります。

見直しする過程において、その地域の問題点を洗い出し、危険箇所の対処について話し合ってもらおうということを目指しています。

次に、防災行政無線ですが、この防災行政無線はどこ地域でも聞こえないとかという市民の苦情があるということからして、屋外の子局は89カ所、戸別受信機は自治会長宅等120カ所に設置しているということでもあります。それに要する事業費は1億5,000万円ということでした。近年、住宅の機密性が向上しており、防災行政無線が聞き取れない場合があることから、防災ラジオの斡旋を行っています。普段はAM・FMラジオで、防災行政無線が放送されたときには、ラジオから放送内容が流れる仕組みになっておるといってございます。これが500台におよんでおるといようなことでした。

次に、防災防犯メールについてですが、気象警報や火災発生、災害情報、野生動物の出没情報、広範囲にわたる断水事故、幹線道路の通行止めなどについて、防災行政情報メールマガジンとして配信をしているということでもあります。

次に、新・地域見守り安心ネットワークについてですが、災害時要援護者避難支援計画を策定事業としておりまして、須坂市長、須坂市社会福祉協議会長、須坂市の区長会長、須坂市民生児童委員協議会長と四者の間で「新・地域見守り安心ネットワーク策定事業」の実施について委託契約を締結して実施しているということございまして、この防災関係においては隅々まで周知が徹底されておるとい内容でありました。

次に、佐久市についてですが、佐久市は人口が10万1,000人、総面積が423.99 k m²ということございまして。

佐久市は全国的に有名な地域でございまして、昭和36年当時は脳卒中の死亡率が全国一高い町であったが、平成19年男女総合で全国第1位となっておりますということございまして、佐久市では健康予防活動を行政と市民が一体となり、世界最高保健健康長寿都

市を目指しておる事業を進めておるということでございました。

その中身を申し上げますと、平成23年度に保健事業が活発になっておりまして、保健補導員が709名おるということでございまして、これまで補導員の経験者が2万5,300名おるといような、分厚い、手厚いいわゆる体制づくりをしておるということでございます。佐久市は佐久市総合病院、そして佐久市の国保浅間総合病院特別会計を持っておるとい地域でございます。

研修内容でございますが、馬坂・広川原福祉バス運行事業、高齢者基本調査事業、高齢者緊急時安心情報提供事業、多受診重複者訪問指導事業についてでございます。

馬坂・広川原福祉バス運行事業についてですが、馬坂・広川原は佐久市の飛び地で高齢化率が80%を超えております。世帯数も20世帯ない状態です。月1回、買い物や通院のためのバス運行を行っているということでございます。運行については社会福祉協議会に事業委託をしております、社会福祉協議会ではバスの運行をシルバー人材センターに委託しておるといような状況でございました。

次に、高齢者基本調査事業でございますが、平成23年度から佐久総合病院と委託契約をしておるといことでございます。65歳から85歳まで上がってきたチェックリストを市で二次予防高齢者として選定して、第二次予防の事業に結びつけていくということでした。

次に、高齢者緊急時安心情報提供事業についてですが、民生児童委員、6月の1カ月間で65歳以上のひとり暮らし、高齢世帯、要援護、障害といったような方々の調査をしております、そのデータに基づき活動しております。その中でひとり暮らしと高齢世帯の名簿については、消防署にその名簿をデータとして送っております、緊急搬送などのときに情報の一つとして把握していただくという状況になっているということでした。

次に、多受診の重複者訪問指導事業についてですが、重複診療者については別々の病院から同じ薬をもらうというケースは余りないということでした。多受診については、リストは上がってきていますが目的別に受診するので多受診にはならないということから多受診としてリストが上がってくることは余りないということでした。

以上が佐久市を研修した主なる内容でございました。

以上をもちまして社会厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（千田正英） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。10番佐藤義久産業建

設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（佐藤義久） おはようございます。産業建設常任委員会行政視察報告を致します。

委員会は、23年10月24日から26日までの期間で、新潟県燕市と妙高市を研修しております。

研修委員は、伊藤栄悦副委員長、大谷貞廣委員、菅原理恵子委員、戸田俊樹委員、藤原幸雄委員、委員長の佐藤義久の計6名、それに随行職員として議会事務局の畠山次長が同行致しました。

研修内容であります、10月24日に燕市を訪問。燕市は平成18年3月20日に燕市、吉田町、分水町の3町が合併し、人口8万3,045人で新たなスタートを切っています。

研修事項の①ですが、都市計画マスタープランについてであります。

燕市は、人口減少、少子高齢化の進展、厳しい財政状況、地球環境問題への対応など都市を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、これまでの「拡散型」から「集約型都市構造」への転換や低炭素社会の実現が求められていることを踏まえ、概ね20年後の都市の将来像を確立し、地区別のあるべき姿や整備方針を定めるため、都市計画マスタープランを市民の方々と行政が協働で策定しており、燕市の目指す「コンパクト都市」は、JR燕駅、JR吉田駅およびJR分水駅周辺の「歩いて暮らせる」区域と公共施設が集積する新庁舎周辺および商業・業務機能が集積する上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条・燕インターチェンジ周辺が、それぞれ機能・役割を分担し、公共交通などでネットワークする「まちづくり」でありました。

次に、研修事項の②ですが、新庁舎建設事業についてであります。

燕市は、平成18年3月の合併後、旧3市町の庁舎を利用した形で分庁舎方式を採用。いずれの庁舎も老朽化や耐震の問題を抱え、住民サービスの低下と機能分散による事務効率の悪化を招いている状況にありましたが、こうした状況は、合併協の段階から現庁舎の増築との比較した中で検討されておりました。これまでの経緯について、平成16年度から平成17年度に合併協議における検討を行い、任意合併協議会にて吉田町地内への新庁舎の建設方針を決定し、法定合併協議会にて新庁舎建設を盛り込んだ合併協定により新市建設計画を決定しております。その後、平成18年度には新庁舎建設市民検討委員会を設置し、報告書がまとめられ、平成19年度に新庁舎建設基本構想を策定して新庁舎

建設基本計画の策定を平成21年2月に完了しておりました。平成21年度には全国公募の公開型コンペを実施し、21年7月下旬に設計者を選定して、8月から基本設計に着手しております。21年度は市民ワークショップを開催しながら基本設計、22年度は実施設計およびオフィス環境整備業務を行い、職員の意見も聴取しながら設計業務を進めて、23年度から2カ年で建物の建設や外構工事を進めるとともにライフラインの整備を進め、24年度末の完成を目指しているとのことであります。

市民への周知については、基本構想や基本計画の策定時などのポイントとなる部分については、広報誌に特集記事を掲載し、20年11月からは、新庁舎建設お知らせ版の全戸配布を始め、現在第6号まで発行しておりました。さらに、市民向けの事業説明会の開催、出前説明会などにより情報提供に努めているとのことであります。

議会としては、平成19年6月に全議員で構成する新庁舎建設等検討特別委員会を設置し、基本構想や基本計画、基本設計の内容を中心に協議を重ねておるとのことでありました。燕市における構想段階からの市民検討委員会などを設置し、市民の意志を尊重する市政方針とともに、市民へ周知のための各種情報提供や合意形成に努めているそのプロセスは、本市も大いに参考にすべきであると感じてまいりました。

翌10月25日は、妙高市を訪問。

妙高市は、平成17年4月1日、日本百名山「妙高山」のすそ野に広がる新井市、妙高高原町、妙高村が合併して、人口3万6,020人、面積445.52k㎡の妙高市が誕生しております。また、合併と同時に庁舎建設に着手し、平成17年度に基本設計・実施設計、平成18年・19年に建設工事を行い、平成20年3月に新庁舎が完成しております。

研修事項の①再開発による中心市街地の活性化についてであります。妙高市は中心市街地の空洞化に対して官民で市街地開発事業に取り組み、中心市街地活性化法の施行により、活性化の重点区域としてJR新井駅前の朝日町を位置づけ、総事業費49億円をかけ、商業集積開発を行ったもので、この事業の特色は、1番めに、中心市街地の活性化に向けて市街地再開発事業組合を設立、官民協働で事業に取り組んでいる。2番めに、事業計画の検討において、事業完了後も無理なく継続的な運営がなされているため、事業収支が成り立つ最小限のコンパクトな再開発となるように努めている。3番めに、テナントの需要に柔軟に対応するため、市や地権者等の共同出資により設立したまちづくり会社が商業店舗等の保留床を取得し、賃貸事業を行っております。4番めに、地元住民の共同出資により設立したスーパーマーケット運営会社がまちづくり会社の保留床の

一部を賃借し、スーパーマーケットを運営している。5番めに、市が市営住宅を整備し、社会福祉協議会が市営住宅と併設してデイサービス施設を整備している。以上の5点でありました。

次に、研修事項の②ですが、企業誘致についてであります。

妙高市は、昭和初期から雪がもたらす水と清廉な環境をもとに企業誘致を進め、特に豊かな地下水を活用し、パナソニック株式会社、新光電気工業株式会社などの半導体関連産業が立地し、製造品出荷額等は約1,394億円で新潟県内市町村中8位、住民一人当たりの出荷額は388万円となっております。また、近年は妙高山麓に広がる豊かな自然環境を活かし、安全・安心な食の確保につながる自然志向型の企業誘致を進めており、ミスト農法の大葉生産や全国初の薬品を使用しないエビの陸上生産を手がける企業の誘致などの説明がありました。

誘致企業の視察として、日本初の屋内型エビ生産システムを導入し、エビの生産・販売を行っている妙高雪国水産株式会社を研修しました。妙高市内で土木・建設業を本業としていた岡田土建工業株式会社が、近年の公共工事の激減により雇用維持が危ぶまれる状況下から、同社の資源である人・重機械・設備等を有効に活用する方策として新事業を立ち上げ、現在、従業員数13名で市内の旅館、飲食店、学校給食にも出荷しており、このたびのタイにおける洪水被害の影響により、海外からのエビの輸入量が激減し、さらに出荷量の増大が見込まれるとのことであります。この事業開始の背景は、つくば市が行っていたのを新潟県が見つけて、妙高市へ情報提供があり、妙高市長が岡田土建工業株式会社に打診したことで事業進出に至ったとの経緯説明がありました。

現在、国では東日本大震災の影響により、日本海側にも物流拠点を整備する必要性を打ち出しており、企業もリスク回避の観点から日本海側に分散することを検討しているとの情報もあることから、当市においてもその機会を逸することなく、企業誘致活動を強力に推進する必要を感じてまいりました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで常任委員会の行政視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第4、市長および教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成23年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、東日本大震災への対応について申し上げます。

被災地での復旧・復興に向けての取り組みが本格化し、岩手県・宮城県が9月末日、福島県が10月末日で避難所が閉鎖されることに伴い、被災各県からの要請により、秋田県内の避難所も順次、閉鎖することとなりました。

本市では、震災発生直後から被災者の受け入れ施設として「八郎潟ハイツ」を借り上げ、ピーク時には3世帯10人が避難されておりましたが、10月23日をもって最後の世帯が避難元へ戻ったため、現在「八郎潟ハイツ」での受け入れはございません。なお、市内には親類などの個人宅やアパートなどに身を寄せている避難者が11月22日現在で14世帯37人おります。

福島県の児童生徒は屋外での活動が制限されるなど、不自由な日常生活を余儀なくされている状況にあります。秋田県の事業として、福島県の児童生徒とその保護者を対象とする3泊以内の短期間の避難受け入れを12月22日まで行っており、本市でも希望に応じ「八郎潟ハイツ」での受け入れを継続しております。

震災復興への道のりは長く厳しいものではありますが、本市でも被災者の立場に立ち、関係機関とも連携を図りながら、可能な限りの支援を今後も行ってまいります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

前回定例会で議決いただきました新庁舎建設候補地に係る調査費については、指名競争入札により、各業務とも10月14日付けで契約を締結しております。土地所有者への協力を得ながら、契約期間である12月20日に向けて、現在、業務が進められている状況であります。

続いて「現庁舎等利活用検討委員会」について申し上げます。

新庁舎建設後の現庁舎とそれに付帯する施設の利活用について、市民の意見や提言を反映するための「現庁舎等利活用検討委員会」で、第1回全体会終了後、3地区に分かれての部会を開催し、これまで天王地区が3回、昭和・飯田川地区では4回にわたり協議、検討が行われております。

今後、年内に第2回全体会を開催し、意見集約を図り、中間報告を取りまとめる予定であります。さらにその内容についてパブリックコメント等を実施し、より多くの市民の意見をいただきながら最終的な協議検討結果を「報告書」としてまとめる予定であります。

市としましても「現庁舎等利活用検討委員会」からの意見・提言は、庁舎建設事業を総合的に判断するための貴重な報告として位置づけるものであり、今後も更なる情報の発信と説明責任を果たしながら、新庁舎建設事業を推進してまいります。

次に、自治基本条例の策定について申し上げます。

策定事業を進めている同条例について、広く周知するとともに、協働のまちづくりの意識向上を目的に、10月15日「潟上市自治基本条例を考える市民フォーラム」を約300人の参加を得て開催しております。策定委員会での策定経過の報告の後、パネルディスカッションでは「自治基本条例を通して潟上の未来を考えよう」と題し、5人のパネリストから市政運営への市民の積極的参画と、情報共有の重要性などの意見が述べられております。

現在、策定委員会では、先に議会へ報告しております条例の骨子案に、具体的な条文を盛り込む作業を重ねております。また、「自治基本条例100人委員会」では、策定委員会での検討と並行し、条文案について3地区に分かれて検討を行うなど、まさに市民主導での条例づくりが行われていることは、「協働」の精神にふさわしいものであると市民の熱意を感じているところであります。

条文の検討は終盤を迎えておりますが、法学的なスクリーニングなど専門性や難易度の高い検討項目が残っております。今後もアドバイザーである秋田大学池村教授のもと、策定委員会と100人委員会での協議・検討を経て、議会のご意見もいただきながら、次回定例会に条例（案）を提出できるよう作業を進めてまいります。

次に、潟上市男女共同参画宣言都市5周年記念事業について申し上げます。

10月1日に男女共同参画宣言都市5周年を記念し、「ハートフルな三行詩」コンテスト表彰式と記念講演会を開催致しました。三行詩コンテストには、233点の応募があり、最優秀賞を含む7作品を表彰しました。また、アニメ番組でおなじみの人気声優増岡弘さんの講演会では、相手を思いやることや伝える言葉の大切さなどについて、ほのぼのとするエピソードを交えながらのお話しをいただきました。

今後も男女共同参画を基本とした協働のまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「津波ハザードマップ」の策定状況について申し上げます。

津波浸水区域として想定される天王本郷地区および江川・八坂団地地区において9月・10月に説明会を実施し、住民の皆さんからご意見・ご要望をいただいております。さらに、今月には2回目の説明会を実施し、更なる意見を取り入れ、来年2月末の完成へ向け、見やすくわかりやすい津波ハザードマップ作成に努めているところであります。

次に、クリーンセンター施設の長寿命化計画の策定状況について申し上げます。

本施設は、焼却設備の主要部分の老朽化に伴う処理能力の低下が著しく、既存施設の延命化対策が急務となっていることから、国の「循環型社会形成推進交付金」を活用した長寿命化計画を策定中であります。現在、基幹設備改良の仕様書等の最終確認を行っており、今後、国・県との協議を経て、議会へご説明致したいと思っております。

次に、秋田市斎場の改築による斎場使用料助成額の変更について申し上げます。

このたび秋田市斎場が改築され、11月1日より斎場使用料が改訂されております。13歳以上は1万8,000円から6万1,000円になるなど、大きな上げ幅となっておりますが、市ではこれまで市民の皆さんが湖東地区・男鹿市・秋田市、いずれの斎場を使用しても使用料の全額を助成しており、現状の利用形態やサービスの平等性も考慮し、今までどおり全額助成できるよう要綱の助成額を改正し、運用しております。

なお、この経費を本定例会に計上しておりますが、これによる今年度予算への影響額は86万円と試算しております。

次に、くらしの安心サポート推進事業について申し上げます。

本事業は、単身高齢者や高齢者、障害者世帯等の増加、また、地域社会等との交流が希薄となる状態が広がりつつあることから、住民が主体的に高齢者等への支援を行う「地域支え合い活動」を行える体制づくりを推進するものであります。

県の補助事業として内示を受けたものであり、地域への貸し出し備品として除雪機や軽トラックの購入計画にかかわる関連予算を本定例会に計上しております。

なお、地域支え合い活動団体として、自治会やボランティア団体等と今後の運用等について協議検討する予定としております。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、心の健康づくり対策について申し上げます。

自殺を個人の問題としてではなく、社会問題としてとらえ、市民としてできること、地域でできることについて考えることを目的に、11月27日に「こころの健康づくりシン

ポジウム」を開催致しました。「経済・生活問題は必ず解決できる」と題した基調講演とともに、市内各方面での取り組みなどをご紹介いただいております。今後も様々な機会を通して、心の健康づくりの啓発に努めてまいります。

次に、母子保健ならびに少子化対策について申し上げます。

12月4日、天王保健センターを会場に「潟上親子の子育てパワーアップ大作戦」と称し、親子の遊びや育児相談のほか、子育てに関する講演を予定しております。少子化、核家族化が進行する中で、子育て世代の交流の場や様々な情報の提供に努めてまいります。

次に、インフルエンザ対策について申し上げます。

今季は通常の季節性インフルエンザの対応をとっております。予防接種の推進を図る観点から、小学校6年生以下と65歳以上の方へは1回1,000円を助成し、接種率を高め、流行防止に努めてまいります。

次に、農業の概況について申し上げます。

水稻については、東北農政局秋田地域センターが発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「100」の「平年並み」で、10a当たりの予想収量は577kg、1等米比率は91.0%となっております。本市の10月末現在の1等米比率は、天王地区が94.0%、昭和地区が88.4%、飯田川地区が97.8%となっており、等級低下の主な要因は、カメムシによる斑点米や高温障害による乳白米等となっております。

果樹の和梨については、春先から懸念されていた低温等の影響により、着果不良で大幅な収穫量の低下となりました。特に本市の主力品種の「幸水」や「豊水」は、平年の55%程度で、品質も変形果や小玉果傾向となりました。

花卉の輪菊は、8月下旬の低温・日照不足により、平年より1週間ほど収穫が遅れましたが、適期・適量出荷に努めたこともあり、高単価で販売されております。

また、シクラメンなどの鉢物は、品質・生産数量とも天候の影響により多少のばらつきが見られましたが、おおむね平年並みとなっております。出荷は、10月下旬から始まってありますが、平均気温が高めに推移していることもあり需要が伸びず、販売単価は昨年より低い状況となっております。

転作大豆は、6月下旬の長雨による培土の遅れや、その後の豪雨等の影響を受け、草丈が短く着粒も少ない生育状況となりました。10月下旬から刈り取りが始まっておりますが、収量および品質は低下し、リュウホウの大粒比率は平年の約50%程度となっております。

ります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

今年度の産業まつりが10月22・23日、「食菜館くらら」を会場に行われ、野菜、花卉、果実、加工品など、昨年より109点多い301点の出品がありました。今年は、春先の低温と降水量不足、夏場の猛暑、さらには秋の大雨と、年間を通して肥培管理に苦勞の絶えない年だったと思いますが、キャベツ、ネギ、トマト等はいずれも高品質なものが見られました。また、「食菜館くらら」のオープン効果もあり全体的に品目が多く、消費者を意識した栽培に心がけていることか伺われ、農家の高い生産意欲とたゆまぬ努力に敬意を表する次第であります。ご指導、ご協力をいただきました秋田地域振興局をはじめ、各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、教育関係について申し上げます。

大久保小学校と豊川小学校の統合につきましては、この後、肥田野教育長が報告致します。

はじめに、保育園の園児バスについて申し上げます。

この度、昭和中央保育園、昭和東保育園、昭和西保育園の3園それぞれに園児バスを購入致しました。11月1日から園児の送迎を開始し、保護者の園児送迎の負担軽減と園外保育等への活用で一層の保育環境の充実が図られるものと考えております。これにより、潟上市立の幼稚園と保育園の9園すべてに園児バスが配備されたこととなります。

次に、出戸認定こども園（仮称）について申し上げます。

出戸認定こども園（仮称）整備工事は、10月末現在で進捗率が39.2%で、乳児保育室、一時保育室、厨房等の増築部分が完成しております。現在は、その完成部分で在園児の保育を行いながら、既存園舎の改修工事を進めているところであります。

出戸幼稚園では、秋田県知事から認定こども園の認定を受けるため、昨年度より県の認定こども園サポート事業に取り組み、「幼稚園型の認定こども園」の認定を受けるための準備が整ったことから、11月16日に県の審査を受け、12月1日には「幼稚園型の認定こども園」として認定される見込みとなっております。

なお、11月28日付けで12月1日からの認可を受けております。

今後については、来年3月の新園舎建築工事の完成にあわせて、県の保育所認可申請を進め、4月から幼稚園および保育所として供用を開始し、引き続き保育所機能部分についても県の認定こども園サポート事業に取り組み、7月頃を目途に「幼保連携型の認

定こども園」の認定を受けられるよう準備を進めてまいります。

また、本件に関連して「出戸認定こども園（仮称）」を「出戸こども園」とするため、認定こども園に関する条例（案）および保育所条例の一部を改正する条例（案）を本定例会に提案しております。

次に、文化祭について申し上げます。

今年度の文化祭は、10月22日・23日に天王会場と飯田川会場で開催致しました。出品作品は、絵画、書道、陶芸等が天王会場で1,471点、飯田川会場で957点ありました。いずれも力作ぞろいの素晴らしい作品に感銘を受けたところであります。

また、天王公民館を会場に行われた文化講演会では、漫画家や評論家として様々な分野で活躍されている、やくみつるさんが「元気があしたを創る」を演題に講演し、約550人の市民に大きな感動を与えました。

また、かたがみコンサートは、羽城中学校体育館を会場に「翼をひろげ羽ばたこう夢と希望を渦上の空へ」をテーマに、東湖小学校八坂和楽器クラブによる演奏や市内中学生およびコーラスグループによる合唱、そして市内3中学校吹奏楽部による演奏が行われ、多くの来場者を魅了しております。

次に、第6回潟上市健康マラソン大会について申し上げます。

10月10日体育の日に行われました今年の大会には、市内外からペアの部・個人の部合わせて663人のランナーが参加し、秋晴れのもと、小学生や中学生らが元気いっぱいに完走を目指したほか、親子・子ども・大人のペアで仲良くゴールする光景に会場が和みました。また、個人5kmの部では、中学生や一般ランナーが激走を見せ、沿道からは大きな声援が寄せられました。全ランナーが完走を果たし、体育の日を思い思いに満喫した日となりました。

次に、一般職員の給与改定について申し上げます。

市では、職員の給与改定につきましては、これまでも人事院勧告ならびに県人事委員会勧告に準拠し、実施してまいりました。今回、国においては、人事院勧告の内容を実施しない旨閣議決定されております。また、県の人事委員会は、11月2日に一般職の給料月額引き下げおよび期末手当を0.05カ月分引き上げるといった内容の勧告をしておりますが、県では、県内経済状況等を考慮した結果、期末手当につきましては、勧告の2分の1の実施となる0.025カ月分の引き上げを行うこととしております。

本市においては、国家公務員の給料を100とした場合の職員の給料の割合（ラスパイ

レス指数)が平成22年度で県102.4に対し91.1と低く、県内25市町村中20位と下位に位置していることから、期末手当についても県人事委員会の勧告のとおり改定を実施するものであります。

また、特別職につきましては、県と同様に今年度の期末手当の改定を見送ることとしております。

次に、電算システム更新事業について申し上げます。

電算システム更新事業につきましては、今年度当初予算において債務負担行為の限度額を設定させていただいておりますが、当初予算の段階では、システム購入時の費用を基準として、電算業者からの見積りを根拠として算定した5億1,400万円に分割期間5年間の月2%のリース料1億280万円を加え6億1,680万円と算定したものであります。

この度、更新事業に係るソフト分・ハード分とも契約が完了し、事業総額が確定しましたので、債務負担行為限度額の変更と今年度支払い分の関連予算を本定例会に計上しております。

債務負担行為の限度額については、1億9,490万4,000円を減額し、4億2,189万6,000円となっておりますが、これは住基システムのプロポーザルにより従前の業者が選定されたことから、他業者が選定された場合に必要となるデータ移行費4,500万円が不用額となったことと、契約差額6,149万3,000円および次年度以降の負担を削減するため、できる限りリース分を今年度支払いにしたことで利息分8,841万1,000円が減額となったことによるものであります。

次に、平成24年度予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率が平成22年度決算で89.2%となり、潟上市誕生後初めて90%を下回ることができました。また、実質公債費比率、将来負担比率とも減少するなど、計画的な財政運営に努めた結果が徐々にあらわれてきております。

本市では、東日本大震災による直接的な影響はほとんどなかったものの、震災からの復旧・復興のため多額の国費が注ぎ込まれることに加え、普通交付税や自主財源の伸びは期待できないことなどから、今後の財政運営は依然として厳しいことが予想されます。さらに、最近の円高やタイの洪水等の影響により、本市関係の企業グループにおいても大規模なリストラ策が発表されるなど、景気の先行きは不透明感を増しております。

しかし、このような状況においても、後期基本計画の2年めとなる「潟上市総合発展計画」に盛り込まれた諸施策を着実に推進させるため、職員一人ひとりが行政改革大綱

を再認識し、積極的な財源の確保と経費削減に努め、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」の実現に向け、職員の創造力と行動力を結集させ取り組んでまいります。

本定例会には、議案として潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）外7件の条例案のほか、指定管理者の指定5件、平成23年度合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて、平成23年度一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）7件の案件を提出しております。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

【教育長の行政報告】

○教育長（肥田野耕二） 私から引き続き行政報告を行いたいと思います。

教育委員会から重要課題としておりました大久保小学校と豊川小学校の統合について申し上げます。

統合が円滑に進むよう具体的な話し合いを進めるため、両校のPTA役員、両地域代表者、両校関係者からなる「統合準備委員会」を今年5月31日に設置し、協議を重ねておりますが、学校の名称については、県内の他の統合例を見ますと、学校に通う児童の住んでいる地域の名称、あるいはその一部が使用されている事案がほとんどであります。この度の統合に当たっては、豊川地区の児童が大久保小学校に通うことになり、現校名の「大久保小学校」の「大久保」には「豊川」の名称と共通する部分はなく、準備委員会では、両地域をあらわす名称に改称することが適切であるとの考えから校名を変更することとし、様々な検討を重ねてまいりました。

10月21日に開催された第5回統合準備委員会では、「準備委員会だけではなく、広く地域の方々からも参加していただいた方が、よりふさわしい校名を提案できるのではないか」ということから、昭和地区住民を対象に11月上旬にかけて校名を公募致しました。その結果、311人の方から64種類の案が寄せられました。これを受けまして11月8日に開催された第6回統合準備委員会において慎重に審議を重ねた結果、統合準備委員会としての案が取りまとめられ、11月10日に市教育委員会に計画案として報告されております。

統合準備委員会からは、校名の名称案として3つの校名が提案されました。

1つ目として、①両校の名前を残す、②大久保地区と豊川地区の児童が通う学校である、③大きく豊かに育ってほしいなどの願いから、「大豊（おおとよ）小学校」と致しております。

2つめとして、①潟上市の東側にある学校である、②東は太陽が上がる方向で、明るい希望と未来をイメージするなどの意味から、「潟上東（かたがみひがし）小学校」という2つめの例が出ました。

3つめとしては、①昭和地区の児童が通う学校で「しょうわ」という読みで表す、②子供たちが和やかに学び、日本や世界に飛翔する子どもに育つようにという願いから、「翔和（しょうわ）小学校」という3つめの例が出ました。

以上の3つの案でありましたが、また更に「校歌」については、大久保小学校のこれまでの歴史と伝統を引き継いでいくこととして、現大久保小学校校歌のメロディーをそのまま残し、歌詞については現大久保小学校校歌の歌詞の一部を変更すること、「校章」についても同様の理由により、現大久保小学校の校章のデザインを一部変更して新校名を表すものとするの方針が提案されました。

教育委員会では、この計画案の報告を受け、11月15日に教育委員会臨時会を開催しております。「校名」については、「両校の名前が残る」、子供たちにとって「わかりやすい、読みやすい、親しみやすい」という理由から「大豊（おおとよ）小学校」に決定しております。

また、「校歌」、「校章」については統合準備委員会の方針を踏まえまして、この度、統合準備委員会において検討していくことを全会一致で決定致しました。

今後、統合準備委員会および教育委員会において、校歌、校章、スクールバスの運行計画等、統合に向けて協議の必要な具体的な内容について検討を進めまして、案がまとまり次第、全員協議会で皆様へご報告したいと考えております。来年4月1日のスタートに向けて準備を進める予定であります。

議員の皆様には今後、条例の改正や関係する予算を含め、特段のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第70号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第5、議案第70号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第70号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 大変御苦労さまでございます。

提出議案についてご説明申し上げます前に、大変恐縮でありますけれども、提出致しました参考資料に誤りがありましたので、訂正をいただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

議案第79号、議案第80号に関連した参考資料の24ページをお開きいただきたいと思っております。社会福祉法人昭和ふくし会について、資本総額が「3億8,593万円」とありますものを「3億7,718万円」に訂正をお願いしたいと思っております。誠に申し訳ありません。宜しくをお願いしたいと思っております。

それでは、第4回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお願い致します。

議案第70号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

なお、平成23年12月支給の期末手当の改定を見送り、平成24年度につきましては2ページにありますように第6条第2項中「100分の135」とあるものを「100分の140」に改め、6月支給の期末手当を0.025月引き上げるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第70号の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番。

○9番（戸田俊樹） それでは、来年の6月の手当で0.025カ月引き上げるというのが24年の4月1日の施行だと、条例の施行だということで、この11月29日に決定すると。7カ月後のお話なんです、先般の会派代表者会議で当局から内示を受けるという形では

なかったんですけれども、結果的にはそういう形になっているということについて、現状のその市民の見方は、来年のその7月支給月日頃、経済がよくなって潟上市の産業そのもの、いろんな一次産業、二次産業等々についての回復基調が見られるかと、または税収の伸びが見られるかということになりますと、いささか問題があるのではないかとということで、この24年4月1日の施行のこの判定のその上位法はどこにあるか、それをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 9番戸田議員にご説明申し上げます。

この度の議会の議員の報酬のこの24年度分の引き上げにつきましては、秋田県の方でもその特別職等につきましては見送る方針を決めたということで、12月分についてはそのようにしております。そのほかに24年度分についても議会としては独自の判断で来年度もボーナスは据え置きをするということではありますけれども、この24年6月の期末手当については、他の様々な、それこそ他の市町村の動向も見ながら、その中でその内容を踏まえながら、厳しい状況ではありますけれども6月期の期末手当については0.025引き上げるという内容になっております。

上位法というよりも、地方公務員につきましては人事院勧告ならびに県の人事委員会に基づくものでございますけれども、この度は様々にそういう特例措置を設けながら決められているというようなことが現状でありますけれども、あくまでも国と県のそのような勧告を遵守するという形でこの度は提案するものでございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、9番。

○9番（戸田俊樹） 他の市町村ならびに県の人事委員会勧告に基づいて遵守するということですが、これを遵守しない場合は何か市にとってマイナス部分があるのか、デメリットがあるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 9番戸田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず一点確認したいことは、特別職を含む市町村職員の給与については、総務省が都道府県人事委員会の勧告に準拠するよう求めているということをご確認お願いしたいと思います。それに基づいて、独自にそれぞれの自治体が、先ほど総務部長が答えたとおりの判断ということになります。従いまして、県に準拠しないからペナルティーということはありません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第71号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第6、議案第71号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第71号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の3ページをお願い致します。

議案第71号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、先ほどの議員の方の報酬と同じでございまして、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

なお、平成23年12月支給の期末手当の改定を見送り、平成24年度につきましては、4ページにありますように第4条中「100分の137.5」とあるものを「100分の140」に改め、6月支給の期末手当を0.025引き上げるものでございます。

附則と致しまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第71号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

【日程第7、議案第72号 潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第7、議案第72号、潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第72号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の5ページをお願い致します。

議案第72号、潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

なお、平成23年12月支給の期末手当の改定を見送り、平成24年度につきましては、6ページにありますように第3条中「100分の137.5」とあるものを「100分の140」に改め、6月支給の期末手当を0.25月引き上げるものでございます。

附則と致しまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第72号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

【日程第8、議案第73号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第8、議案第73号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第73号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の7ページをお願い致します。

議案第73号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、県人事委員会の勧告に準拠し、一般職の職員について給料月額、期末手当の支給割合の改定を行う必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、中高年層の職員にかかわる給料月額の引き下げ、約0.18%の減額と12月支給分の期末手当を0.05カ月分引き上げ、1.35カ月から1.40カ月と

するものでございまして、平成23年12月1日から施行するものでございます。

また、平成24年6月期末手当の支給割合を1.2カ月から1.225カ月に引き上げ、同年の12月の期末手当の支給割合を1.40カ月から1.375カ月分に引き下げを行うものでございます。

これにつきましては平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第73号の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 期末手当については引き上げ、それから来年度からの職員の給与については引き下げということなんですけれども、それぞれどれくらいの増、それから減ということで、その額を一人当たり平均でどれくらいになるのか、それぞれの額を教えてくださいたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原典男議員の質問にお答え申し上げます。

人勧分につきましては影響額ということになるかと思えます。この人勧分の給料の引き下げ分につきましては、影響額がトータルで343万9,000円、一人当たり致しますと1万1,387円の減額という形になります。その内訳としましては、給料が73万7,000円の減額、それから期末手当については204万6,000円の減額、勤勉手当については12万9,000円の減額、共済の負担金について52万7,000円の減額となります。

一方、期末の0.05カ月分の引き上げにつきましては、影響額が578万4,000円となります。この影響額については1万9,152円の増額という形になります。内訳としましては、期末手当が494万4,000円の増、共済組合が84万円の増となりまして、全体では234万5,000円の影響になります。一人当たりで差し引き換算致しますと7,765円の増という形になります。

以上でございます。

○議長（千田正英） 14番、再質問。はい、14番。

○14番（藤原典男） 期末手当では増ということで私は評価しますけれども、来年度からの給与については、やはり減額というのは私は残念だと思いますけれども、この点については市長はどのようなお考えを持っているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番さんにお答え致します。

心情としては私も14番と変わりありません。しかし、経済状況および国に対する、国から、国民から、市民から地方公務員に対するそういうものを考えると、やはりこのようにならざるを得ないということです。宜しくご理解のほど、お願いします。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、9番。

○9番（戸田俊樹） ラスパイレス指数について先ほど市長から報告があったとおり、国家公務員を100とした場合に県は102.4、我が潟上市は91.1ということで、25市町村中20位ということで、この給与の引き下げや賞与の引き上げ、または引き下げ等々については、常日頃ラスパイレス指数を引っ張り出して当市の職員の給料は低いんだということを度々お話されるわけですが、平成17年に合併して以来、当時のそのラスパイレス指数では85.6%と聞いておりますけれども、それから見ますと既に6%くらいもう既にアップしております。現状、今日このような条例案が出されて、これに反対するものではありませんけれども、県の引き下げ分は今回は0.26%給料を引き下げるということで、それから秋田市でも同じく0.26%、鹿角では0.38%ということで、今日の魁新聞にはそのように書かれております。そういう意味では、当市は0.18%の来年度からの報酬の減となりますと、ラスパイレス指数ではどういふ変化が見られるか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 9番戸田議員にお答え申し上げます。

ただいまのラスパイレス指数のことについてご質問ありましたけれども、県は102.4%となっております。秋田市は、その中でも市の中では非常に高い101.3%となっております。まして、本市が91.1%ということで、市の中でも最も下位に位置していることはご承知のとおりであります。仮にこの期末手当について0.05%引き上げ致しましても、ほとんどその率については大差出てこないという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、総務部長が答弁して補足しますが、9番さんは合併よりもラスパイレス指数が8%上がっているんだと。だから良いんだということですか。どういふことですか。私が言うのは、ラスパイレス指数が低いと言っているのは、それをラスパ

イレスよりも比較するものがないという、公務員の我々が。それ以上の指数で計算する数値はないんです。ラスパイレスよりないんです。国家公務員を100とした場合どうなるかと。それよりも現状ない。ですからラスパイレスより低いから低いと、現状を話しています。

○議長（千田正英） はい、9番、再質問。

○9番（戸田俊樹） 市長がそういうふうにお話すれば、それはそのラスパイレス指数より比較する数値はないということなんですけども、それでは現状は、国ではこの人事院勧告を政府与党は来年度以降、国家公務員の給与を引き下げると、大幅に引き下げるという現状を、そうすればどう見るかということなんです。それは政治的な判断があると思いますけれども、この潟上市の一次産業、二次産業等々、またはサラリーマン等の給与体系ならびに年収等々を比較した場合には、ラスパイレス指数だけでは判断できないというように、政治的な判断が伴うのではないかということを一言申し上げたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） まず、国家公務員の給与を下げるというのをどう考えるかと。あれは復興のための大幅なあれでしょう、財源でしょう。復興によると。人事院勧告は人事院勧告として、国のですよ、人事院勧告は法に基づいたものだから、これをやらない場合は憲法違反だとさえ言っている。今の野田内閣総理大臣は、復興財源にするために8.何ぼだか上げるといふことと見解が違います。

それと、ラスパイレス指数というのは、あくまでも高いか低いかというのは比較の差でありますよ。ですから、私はあくまでも合併当時、いみじくも9番さんは6%上がっていると言いますが、私は天王町長、あるいは潟上市になっても、職員の給与体系については何ぼか、徐々に上げてくる努力をしています。かわいそうですよ、一生懸命働いているのが。ですから、市民のため、町のために一生懸命汗を流している職員の待遇が低ければ、やる気も起こらないだろうし、そういうような意識を持たせるためにも、やはり低いものを1円でも2円でも高くしていくというのが私の務めだと思っていますよ。

○議長（千田正英） 再々質問。9番。

○9番（戸田俊樹） 市長はそういうふうにして頑張って職員の給与を上げてきているということについては、何も反対しているわけでもございませんし、この条例に対して反対しているわけではないと最初申し上げました。

ただ、3町の時代にどういう給与体系にあったのかということになると、それぞれ3町の事情があったということはわかりますけれども、その差を是正するためにいろいろな意味で頑張ってきたというところは認めますし、過去に低すぎたということをして誰が責任取るんだという話になると、これはまた別の問題ではないかと思うわけです。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

【日程第9、議案第74号 潟上市立認定こども園に関する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第9、議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第74号について当局より提案の理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、議案第74号についてご説明致します。

提出議案の15ページをお開きになってください。

議案第74号、潟上市立認定こども園に関する条例（案）について

潟上市立認定こども園に関する条例を次のように制定するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですけれども、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、潟上市立認定こども園に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

条例の内容であります。第1条は認定こども園の法的な位置づけをうたっております。

す。

第2条は、認定こども園の名称、構成する施設および位置をうたっております。

第3条は、幼稚園または保育所として行う事業のほかに、認定こども園が行う事業をうたっております。

第4条は、委任事項であります。

この度、市長の行政報告で述べたとおり、出戸幼稚園が12月1日から「幼稚園型認定こども園」として県の認定を受け運営することを機に、潟上市認定こども園について条例化し、その位置づけを明文化するものであります。

この条例の施行日については、既存の2園が既に認定こども園として運営していること、および出戸幼稚園が12月1日から幼稚園型認定こども園として運営することから、公布の日からとするものであります。

なお、本条例の「潟上市立出戸保育園」の部分については、4月の出戸保育園の供用開始後、7月頃、「幼保連携型認定こども園」として県の認定を受ける予定でありますので、施行日を「秋田県から認定された日から」とするものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第10、議案第75号 潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第10、議案第75号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第75号について当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、議案第75号についてご説明致します。

提出議案の17ページをお開きになつてください。

議案第75号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市立保育所条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、潟上市立出戸こども園を整備することに伴い、児童福祉法第39条の規定による保育所を新たに設置することから、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の15ページの新旧対照表によりご説明致します。

第2条の表の「潟上市立飯田川保育園」の次に「潟上市立出戸保育園」を加えるものであります。

なお、この条例の施行日であります。市長の行政報告で述べたとおり、来年3月の新園舎建築工事の完成にあわせて4月から保育所として供用開始をすることにより、平成24年4月1日からとするものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第11、議案第76号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第76号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第76号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 議案書の19ページをお願い致します。

議案第76号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市下水道条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成23年11月1日に施行されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

潟上市下水道条例の一部を次のように改正する。

第10条第15号中「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改めるものです。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

それでは、参考資料の17ページの新旧対照表で説明したいと思います。

この改正は、環境基本法第16条第1項に基づく水質汚濁に係る環境基準についてに係る基準が緩和され、これを受けて水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業所から排出される排出水の1,1-ジクロロエチレンについて、排出基準を1リットルにつき0.2mgから1mgに緩和する排出基準を定める省令等の一部を改正する省令が平成23年11月1日から施行されました。1,1-ジクロロエチレンは、下水道の終末処理場において処理することが困難な物質であるため、今回の見直しが行われた排出基準と同一の基準に改めるものでございます。

ちなみに、潟上市におきましては1,1-ジクロロエチレンを扱う特定事業所はござい

ません。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第12、議案第77号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第12、議案第77号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第77号について当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案書の21ページをお願い致します。

議案第77号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように改正するものとする。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の額を改める必要があるため、条例の改正部分を改正するものでございます。

今回の条例の一部改正案につきましては、近年、全国的に地価の下落が続いており、潟上市も例外でなく、固定資産評価額が下がっております。このようなことから、国では道路法施行令の一部を改正し、道路占用料の見直しを行いました。

本市においても道路法施行令の基準にのっとり、平成24年4月1日から道路占用料を改正するものでございます。

それでは、22ページをお願い致します。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、第3条の占用料の額を引き下げるものでございまして、別表を改正するものでございます。

参考資料の19ページから22ページの新旧対照表によりまして、占用料の新旧の金額を記載しております。これによります影響額は、N T T関係では55万540円の減、東北電力関係では29万4,810円の減、その他では3万6,820円の減、合計では88万2,170円の減となります。この金額は平成24年度予算に反映されることとなります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第13、議案第78号 上町自治会館の指定管理者の指定について から 日程第17、議案第82号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について まで】

○議長（千田正英） 日程第13、議案第78号、上町自治会館の指定管理者の指定について から日程第17、議案第82号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第78号から議案第82号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の26ページから30ページの単行案についてご説明申し上げます。

議案第78号から議案第82号にかかわる指定管理者の指定につきましては、昭和地区の上町自治会館、潟上市昭和デイサービスセンターおよび潟上市昭和在宅介護支援センターと飯田川地区の潟上市飯田川社会福祉会館、潟上市高齢者生きがい対策創作館の5件でございます。

いずれもこれまでの管理状況から、単独指名による団体の申請によりまして、去る11月1日、平成23年度第1回潟上市指定管理者選考委員会を開催し、審議ならびに評価の結果、全会一致でそれぞれの施設の管理運営については妥当と判断され、議会の議決にお諮りするものでございます。

それでは、議案書の26ページをお願い致します。

議案第78号、上町自治会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、上町自治会館でございます。

指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市昭和大久保字町後82番地5、上町自治会長畠山隆志でございます。

指定管理の期間につきましては、24年4月1日から29年3月31日までの5年間となります。

続きまして、議案書の27ページをお願い致します。

議案第79号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定すること
について議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、潟上市昭和デイサービスセンターでございます。

指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣沼端74番地3、社会福祉法人昭和ふくし会理事長菅原三朗でございます。

指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案書28ページをお願い致します。

議案第80号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定すること
について議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、潟上市昭和在宅介護支援センターでございます。

指定管理者となる団体、秋田県潟上市昭和大久保字北野海老漣沼端74番地3、社会福祉法人昭和ふくし会理事長菅原三朗でございます。

指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案書29ページをお願い致します。

議案第81号、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定すること
について議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、潟上市飯田川社会福祉

会館でございます。

指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2の社会福祉法人潟上市社会福祉協議会会長三浦光朗でございます。

指定管理の期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案書の30ページをお願い致します。

議案第82号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館でございます。

指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2、社会福祉法人潟上市社会福祉協議会会長三浦光朗でございます。

指定の期間については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第18、議案第83号 平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（千田正英） 日程第18、議案第83号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第83号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 続きまして、議案書の31ページをお願い致します。

議案第83号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて

平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定によりまして、平成23年度潟上市一般会計から308万5,000円以内を繰り入れる。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

この度の繰り入れに関する内容につきましては、当初、一般会計繰入金は236万5,000円を計上しておりますが、平成22年度からの繰越金が予想より62万円減少したことと、施設管理費に10万円の補正が必要なことから、一般会計繰入金を72万円補正し、繰入金総額を308万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第19、議案第84号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第26、議案第91号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第19、議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第26、議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第84号から議案第91号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。
山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、平成23年度本定例会提出予算の大綱についてご説明申し上げます。

各会計補正予算の概要説明に先立ちまして、今回の補正予算では、人事院勧告等に伴う人件費を、一般会計をはじめ各特別会計、企業会計の全体にわたって計上していることを最初に申し添えたいと思います。

議案書の32ページからお願い致します。

議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市一般会計補正予算（案）（第7号）の1ページをお願い致します。

議案第84号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億5,990万6,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表になりますが、債務負担行為補正についてでございます。

電算システム更新事業につきましては、補正前の限度額 6 億1,680万円を事業の実績に伴いまして 4 億2,189万6,000円とするものでございます。主な内容でございます。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9 ページをお願い致します。

13款 1 項国庫負担金につきましては8,961万9,000円の減額でございます。主なものは 8 目の子ども手当負担金8,926万6,000円の減額でございます。

10ページをお願い致します。

14款 2 項 2 目民生費県補助金につきましては1,597万5,000円の追加でございまして、主なものは 3 節の老人福祉費補助金、地域支え合い体制づくり事業費補助金1,221万1,000円でございます。

11ページをお願い致します。

18款 1 項 1 目前年度繰越金については 2 億711万4,000円の追加でございます。この追加によりまして補正後の繰越金の額につきましては 2 億9,062万2,000円となるものでございます。

12ページをお願い致します。

20款 1 項市債につきましては870万円の追加でございます。内容につきましては、3 目農業債320万円、4 目土木債460万円、9 目災害復旧事業債90万円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

15ページをお願い致します。

2 款 1 項 9 目電子計算費につきましては 2 億4,864万6,000円の追加でございます。当初予算での債務負担行為を設定した電算システム更新事業の今年度支払い分という内容になってございます。

16ページをお願い致します。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきましては249万2,000円の追加でございます。追加となる主な内容につきましては、火葬場使用助成金322万円でございます。

続きまして、21ページをお願い致します。

3 款 1 項 6 目老人福祉費につきましては608万6,000円の追加でございます。追加の主なものにつきましては、暮らしの安全サポート推進事業にかかわる備品購入費1,319万9,000円でございます。

29ページをお願い致します。

8 款 2 項 2 目道路新設改良費につきましては53万2,000円の追加でございます。補正の主な内容につきましては、社会資本整備交付金を活用している道路整備事業、予算の組み替えになっております。

34ページをお願い致します。

11款 1 項 1 目災害復旧費につきましては592万3,000円の追加でございます。補正の内容につきましては、7月28日と9月21日の豪雨災害の災害復旧工事費でございます。

続きまして、議案書の33ページをお願い致します。

議案第83号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）についてでございます。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

それでは、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第85号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,840万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,488万円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳出においては、各種納付金8,009万9,000円でございます。内容は、後期高齢者支援金等が7,781万9,000円であります。前期高齢者納付金等が25万5,000円、介護納付金202万5,000円、退職被保険者等保険給付費が805万円でございます。

続きまして、議案書の34ページをお願い致します。

議案第86号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第86号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,121万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、後期高齢者広域連合負担金202万7,000円が主な内容でございます。

続きまして、議案書の35ページをお願い致します。

議案第87号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをご覧くださいと思います。

議案第87号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,672万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,324万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、介護給付費準備基金積立金3,660万9,000円でございます。

続きまして、議案書の36ページをお願い致します。

議案第88号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをご覧くださいと思います。

議案第88号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,016万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、排水施設の修繕料でございます。

続きまして、議案書の37ページをお願い致します。

議案第89号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをご覧ください
ただきたいと思います。

議案第89号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出
予算の総額に歳入歳出それぞれ400万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ12億429万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、特定環境保全公共下水道事業費、これは補助工事分
ではありますけれども395万1,000円でございます。

続きまして、議案書の38ページをお願い致します。

議案第89号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページ
をご覧くださいただきたいと思います。

議案第90号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ625万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、施設の修繕料でございます。

続きまして、議案書の39ページをお願い致します。

議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年11月29日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（案）（第3号）の1ページをご覧ください
ただきたいと思います。

議案第91号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出は2
万2,000円の減額でございます。補正の内容につきましては、人件費の減でございます。

また、資本的支出については25万8,000円の減額でございます。補正の主な内容につ
きましては、牛坂地区実施設計業務委託料369万2,000円の減と金足岩瀬地区配水管布設
工事343万4,000円の追加等でございます。事業実施に伴う財源の調整となっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第27、陳情第10号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税を行わないこと」を国に求める陳情書 から 日程第35、陳情第18号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情】

○議長（千田正英） 日程第27、陳情第10号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税を行わないこと」を国に求める陳情書から日程第35、陳情第18号、0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情までを一括議題とします。

陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第10号から陳情第18号までについては、去る11月25日開催の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号から陳情第18号までについては、請願・陳情等文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、12月1日木曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集お願いします。どうもお疲れさまでした。

午前11時59分 散会

